

## エコタイヤ等装着助成事業交付要綱

平成21年5月14日制定  
公益社団法人 新潟県トラック協会

### (目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車の燃費の向上を図ることにより、排出ガス問題等の環境保全対策をするため、自動車用タイヤの転がり抵抗を低減するエコタイヤ並びに再生タイヤ（以下「エコタイヤ等」という。）装着車両について装着費用の一部を助成し、もって地球環境保全・省資源化に取り組むことを目的とする。

### (助成対象)

第2条 助成の対象は、エコタイヤ等を新たに購入して装着を行った県ト協の会員事業所（以下「会員」という。）に対しその購入費用の一部を助成する。

2. 対象となるエコタイヤ等は以下の商品とする。

(株)ブリヂストン	商品名：エコピア
住友ゴム工業(株)（ダンロップ）	商品名：エコルト、エナセーブ
横浜ゴム(株)	商品名：ゼン、プロフォースエコ等
(株)トーヨータイヤジャパン	商品名：ゼロシス、ナノエナジー等
日本ミシュランタイヤ(株)	商品名：エナジータイヤ、グリーンタイヤ
リトレットタイヤ（再生タイヤ）	

3. 上記と同程度の機能を有するタイヤについては、メーカー又は販売店より資料説明を求めた上、別途対象とすることが出来る。

### (交付額及び助成上限)

第3条 助成金の交付額は、会員が新たに購入したエコタイヤ等1本あたり1,000円とし、1社あたりの助成本数は原則単年度200本を上限とする。  
但し、保有車両の装着本数を超えることは出来ない。

### (助成対象車両)

第4条 エコタイヤを装着する車両は、会員が所有する新潟県内の事業所に登録している事業用貨物自動車とし、当該年度の4月1日から翌年の1月31日までに購入し、支払いが完了し車両に装着したものとする。

(交付申請)

第5条 会員は、エコタイヤ等を購入し、支払いが完了したときは、様式1の「エコタイヤ等装着助成事業交付申請書（助成金交付請求書）」に關係書類を添えて当該年度の2月10日までに申請しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 県ト協は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その申請に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

但し、審査の際、提出された交付申請内容に虚偽の事実が判明した場合は、その該当会員に対しては助成金を交付しない。

(財産の処分の制限)

第7条 会員は交付対象となったエコタイヤ等は、6ヶ月を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付または担保並びに他県への配置換え（以下「処分」という。）に供したはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、平成21年4月1日より適用する。

一部改訂 平成31年3月11日

様式1

令和 年 月 日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 様

住 所  
会社名  
代表者

①

エコタイヤ等装着助成金交付申請書  
(助成金交付請求書)

「エコタイヤ等装着助成事業交付要綱」第5条に基づき、助成金の交付について、下記の通り請求します。

記

- 1 整理番号： ～
2. 助成申請内容： 別紙内訳書のとおり
3. 助成金請求額： \_\_\_\_\_ 円
4. 添付書類：  
様式2 (申請内訳書)  
自動車検査証 (写)  
請求明細書 (写)  
領収書 (写)
5. 振込先銀行口座 銀行名： 銀行・信用金庫・信用組合  
支店名： 本店 ・ 支店  
預金種別： 普通 ・ 当座  
口座番号：  
フリガナ：  
口座名義：
6. 申請担当者 氏 名： 電話番号：

